

個人情報保護委員会（第227回）議事概要

- 1 日 時：令和4年12月21日（水）14：50～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

(1) 議題1：第58回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム結果報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

浅井委員から「3度目の参加となった今回のフォーラムでは、地方公共団体から業務を受託していた民間事業者に対する執行事案、令和5年4月の改正個人情報保護法の全面施行を踏まえた地方公共団体・地方独立行政法人を対象とする今後の監視・監督の方向性の2点について説明した。今般のフォーラムの機会を捉え、当委員会の最も重要な任務の一つである監視・監督業務について、その業務範囲の拡大移行期に直面する中、体制強化を含め着実な遂行に努めていることを、参加した各国機関等に十分に認識してもらうことができたと考える。引き続き、当委員会の取組を積極的に発信していきたい」旨の発言があった。

中湊専門委員から「5度目の参加となった今回のフォーラムにおいて、CBPRに関するパネルディスカッションに登壇し、CBPRシステムの全体像と当委員会における参加拡大に向けた取組について発表した。具体的には、越境データ移転において、CBPRシステムを中心とした企業認証制度が有効な選択肢になり得る点をまず指摘し、グローバルCBPRフォーラムの下、その普及拡大に向けてアウトリーチに取り組んでいることや、システム改善に向けて、当委員会がG7、GPA等においても積極的に発信していることを説明した。その後のディスカッションにおいては、当委員会のDFFT推進の取組に賛同する旨のコメントがなされ、CBPRの拡大を含めて当委員会のプレゼンスが認識されていることを強く感じた。引き続き、当委員会として国際的な議論や活動に積極的に貢献していきたい」旨の発言があった。

(2) 議題2：OECDデジタル経済政策委員会（CDEP）閣僚会合結果報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

大島委員から「当委員会が提唱したガバメントアクセスに関する高次原則が、3年にわたる議論を経て、OECDのCDEP閣僚会合において閣僚宣言という形で採択された。採択の場に限らず立ち話においても、各国から当委員会の貢献に対し、謝辞が述べられるとともに、我が国が提案し、推進しているデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラストの意義と、その実現に対する期待の声寄せられた。今後は、この高次原則が、非OECD諸国を含めて世界のスタンダードとなるように取組を続けることが重要である。これからも、OECDをはじめとした国際の場における個人情報保護に係る様々な議論を積極的にリードしていきたい」旨の発言があった。

(3) 議題3：令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた地方公共団体における対応状況について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「地方公共団体における個人情報保護法施行条例案等の議会への上程予定時期については、9月28日の委員会において、事務局から状況報告があったが、今回、事務局から、全国、全ての都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合において上程予定時期が確認されたとの報告をいただいた。また、既に条例を議会に上程し、議決された団体もあるとの報告もあり、そうした団体に対しては、これまでの御尽力に感謝申し上げる。この結果は、事務局と各都道府県との間で、域内団体の条例策定状況等についての意見交換等を複数回実施する、あるいは事務局が各団体からの個別の相談に対応するなど、地方公共団体との対話を重視し、丁寧かつ効果的にコミュニケーションを積み重ねてきた成果でもありと感じている。また、各都道府県におかれては、自団体の条例策定作業に留まらず、域内の地方公共団体との積極的な意見交換や研修の実施、域内団体における条例策定の進捗管理等、様々な御協力をいただいていると承知しており、感謝申し上げます。今回の報告では、条例策定の作業や関係各所との調整に想定以上に時間を要した結果、当初の上程予定時期を後ろ倒しにすることとなった団体もあるとの説明もなされた。こうした状況も踏まえ、事務局においては、引き続き、各都道府県と連携しながら、条例策定に向けた各団体の取組を後押しし、来年4月1日の完全施行に向けて万全を期していただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり進めることとなった。

(4) 議題4：厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書（国民年金保険料還付事務の見直し等に伴う評価の再実施）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「新たな事務では、これまで特定個人情報を取り扱ってこな

かったねんきんネットを改修したり、既存の機能を利用したりすることである。特にねんきんネットでの扶養親族等申告書の電子申請では、年金の受給権者が個人番号の手動で入力したり、一時的にねんきんネットで特定個人情報を保有したりするなど、新たな特定個人情報の取扱いに伴うリスク対策について、評価書に記載のとおり確実に実行すべきである。さらに、利用者が、入力等の操作を間違いにくいUIやUXをデザインしてほしい。

日本年金機構では度重なる個人情報に関する重大事故が発生しているが、本年1月19日の前回の評価から今日に至るまでは発生していないと確認している。過去の重大事故に類似した事故を決して発生させないことはいうまでもない。引き続き重大事故が発生しないように、真摯にリスク対策や再発防止策を実施するよう求めたい」旨の発言があった。

本評価書について承認され、厚生労働省に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

(5) 議題5：指定難病患者データの個人情報流出事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤原委員から「令和3年改正個人情報保護法により、今年度から国の行政機関においても、当委員会が所管することとなったが、今般の事案は、国の行政機関による漏えい事案として当委員会に諮る初の事案となった。加えて、令和5年4月からは、地方公共団体も当委員会が所管することとなる。今般の事案のように、行政機関が保有する個人情報には、機微な内容を含むものがある。また、地方公共団体にあっては、住民に近い分、その機微性は高まるといわれている。したがって、個人情報の重要性に見合った安全措置が講じられるよう、委託先の監督の問題をはじめ、必要な対応をしっかりと行っていくことが重要であると考え」旨の発言があった。

原案のとおり進めることとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(6) 議題6：監視・監督について

※内容については非公表

以上